

資料編 用語の定義

本計画で使用する用語は、区分所有法、適正化法、建替え円滑化法に準ずる。

●関連団体

埼玉県マンション居住支援ネットワークに所属する、マンション居住を支援する特定非営利活動法人、専門家団体、公益企業団体、埼玉県及び市町村。

●国勢調査

日本の人口や世帯の実態を明らかにする国の最も基本的な統計調査として、大正9年以来5年ごとに実施している。

●国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

●さいたま市マンションデータ

さいたま市内の以下の条件を全て満たしたマンションのデータをいう。

- ・ 区分所有された建物で、2以上の異なる所有者がいるもの
- ・ 建物内に住宅を含むもの（居宅、共同住宅）
- ・ 3階建て以上のもの
- ・ 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造のもの
- ・ 住宅戸数が6戸以上のもの（雑居ビルでも住宅が6戸以上あれば対象）

●埼玉県マンション居住支援ネットワーク

マンション居住を支援する特定非営利活動法人、専門家団体、公益企業団体、埼玉県及び市町村が相互に連携し、マンション管理組合、区分所有者等に適切な情報提供及び普及啓発を行い、良好なマンション居住環境及び地域住環境の形成に資することを目的として、平成16年10月30日に設立された組織。

情報提供やセミナー・相談会の開催などの活動を通じて、マンション管理についての様々な問題の解決に苦慮されている方々のサポートを行っている。

<構成団体>

地方自治体、NPO団体、専門家団体、公益企業団体、広域的支援団体

●住宅・土地統計調査

住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握するため、総務省統計局が昭和23年以来5年ごとに実施している全国的調査。国勢調査が全数調査であるのに対して、住宅・土地統計調査は標本調査。

●専門家

マンション管理士、マンション管理業者、建築士などの専門的知識を有する者。

●平成30年度マンション総合調査（総合調査）

国土交通省がマンション管理に関し、これまでに講じられてきた施策の効果の検証、必要となる施策の提示を行うための基礎的な資料を得ることを目的とした調査。全国の実業組合向け調査4,200管理組合、区分所有者向け調査8,400区分所有者を対象にマンションの管理状況、マンション居住者の管理に対する意識等を調査している。

●令和3年度さいたま市分譲マンション実態調査（令和3年度実態調査）

さいたま市内の分譲マンションの概要、管理組合の運営状況等の実態を把握し、分譲マンションの管理施策検討及び「さいたま市マンション管理適正化推進計画」策定のための基礎資料を収集することを目的として実施した調査。このうち、郵送調査及び現地調査のデータについては国土交通省からのデータを用いている。